

の工事中の消防計画

*本計画に定めるもの以外については、既定の消防計画によります。

| | | | |
|----------------------------------|---|-----------------|--|
| 1 工事計画及び施工に関すること | | | |
| 1 工事概要 | | | |
| 2 工事日程表 | 別紙____のとおり | | |
| 3 工事範囲 | 別紙____のとおり（工事部分を明確にした平面図及び立面図等を添付） | | |
| 4 機能に支障を生じる消防用設備等 | 有 ・ 無 | 別紙____ | |
| 5 機能に支障を生じる避難施設等 | 有 ・ 無 | 別紙____ | |
| 6 火気を使用する設備器具(以下火気使用器具という。)等の使用等 | 有 ・ 無 | 別紙____ | |
| 7 危険物を取扱う作業等 | 有 ・ 無 | 別紙____ | |
| 8 連絡先 | <div style="text-align: right;">☎</div> <div style="text-align: right;">☎</div> | | |
| 9 緊急連絡先 | 工事施工責任者 | 前8以外の緊急連絡先 ☎ | |
| 10 その他 | 内装工事 | 責任者 ☎ | |
| | 空調設備 | 責任者 ☎ | |
| | 消防用設備等 | 責任者 ☎ | |

2 工事中の防火管理体制に関すること

1 出火防止対策

(1) 日常の火災予防

- ア 防火担当責任者及び火元責任者を別表1「日常の火災予防組織」のとおり指定し、それぞれの任務に従って日常の火災予防を行います。
- イ 火元責任者は、別表2「日常の自主検査チェック票」を用いて、担当区域内の日常の火災予防について毎日自主検査を実施します。
- ウ 火元責任者は、自主検査の結果、異状が認められる時は、防火管理者及び防火管理責任者に報告し、指示を受けて対処します。
- エ その他
 - (ア) 防火担当責任者は、別表2の自主検査の結果を随時、防火管理者に報告し検印を受けます。
 - (イ) 工事施工責任者は、作業の開始前又は作業終了時にその日及び翌日の作業内容について、防火管理者に報告します。
 - (ウ) 防火管理責任者は、作業員が火気を使用する場合には、周囲をよく点検し、必要な指示を与えます。

(2) 放火防止対策

- ア 建物の外周部及び階段等には、可燃性の工事用資材又は梱包材等は置きません。やむを得ず置く場合は整理整頓し難燃性シート等で覆い保管します。
- イ _____は、作業終了後に施錠を最終的に確認します。
- ウ 工事関係者以外の者の工事部分等への立入は禁止とし、_____が、工事部分等への出入りをチェックします。
- エ その他

(3) 喫煙管理

- ア 喫煙をする場合は、_____の喫煙場所で行います。なお、喫煙場所には、その旨を掲示し、吸い殻入れは不燃性容器とし、水を入れておきます。
- イ 火元責任者は、毎日作業終了後に吸い殻を集め、指定された不燃性容器に入れて処理を行います。

(4) 延焼拡大防止

- ア 防火戸、防火シャッターの周囲には、延焼媒体となる可燃物や閉鎖障害となる物品を放置しません。
- イ 工事中は、作業のため必要がある場合を除き、防火戸、防火シャッターは努めて閉鎖しておきます。
- ウ 防火戸、防火シャッターは作業終了後努めて閉鎖しておきます。

エ その他

2 相互連絡体制等

- (1) 防火管理者は、火災予防上必要な事項について、必要に応じて、工事責任者等に指導、監督を行います。
 - (2) 防火管理者は、工事関係者等と工事の開始前に十分協議を行います。
 - (3) 工事責任者は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断作業の事前報告、危険物品の持ち込み・使用の事前報告を防火管理者に行います。
 - (4) 工事部分内又は使用している部分から火災が発生した場合は、相互連絡体制を図ります。
 - (5) その他
-
-

3 地震対策

(1) 日常の地震対策

- ア 地震対策を実施する責任者は、防火管理責任者とします。
 - イ 建築物の倒壊、施設物の転倒、落下防止及び火気設備器具からの出火防止を重点とし、次の事項について予防処置を実施します。
 - (ア) 工事用資機材等の転倒防止処置
 - (イ) 工事用足場、資材等の落下、飛散防止処置
 - (ウ) その他
 - a 建築物、工作物等の安全確保のための点検と補強
 - b 火気設備器具の点検と安全処置
 - c 火気設備器具は、自動消火装置等の作動状況の検査
 - d 危険物品は、転倒、飛散防止処置
 - ウ その他
-
-

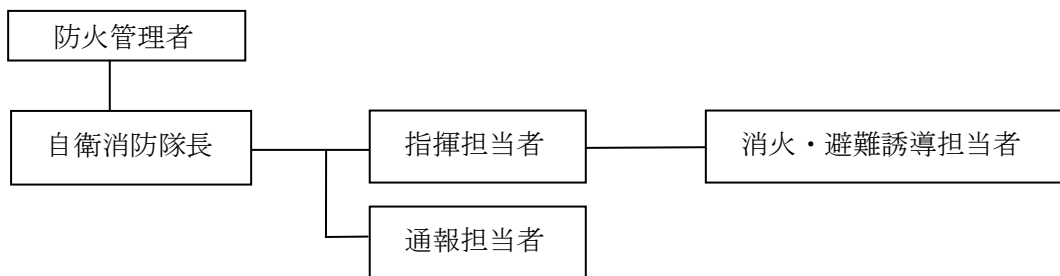
(2) 地震後の安全処置

- ア 工事関係者は、地震が起きたら直ちに直近の火気設備器具の元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行い、火元責任者は その状況を確認します。
- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とします。
- ウ 各設備器具等は、安全を確認した後に使用します。
- エ 工事施工責任者は、地震動終了後、工事部分等を点検、確認し、被害状況を防火管理者に報告します。
- オ その他
 - 被害があった場合は、応急処置を行い状況によっては工事を中止します。

4 自衛消防隊について
組織の編成

| | | |
|--------------|-------------|--|
| 自衛消防隊長 _____ | | <ol style="list-style-type: none"> 防火管理者と相互に連絡を取り、工事部分全体の自衛消防隊の活動を統括指揮する。 火災に係る情報を集約し消防隊に報告する。 |
| 指揮担当者 | _____ | <ol style="list-style-type: none"> 自衛消防隊長を補佐する。 出火階での指揮及び命令の伝達並びに情報の収集を行う。 |
| 通報担当者 | _____ | <ol style="list-style-type: none"> 消防機関及び使用中のテナント関係者に火災発生の旨を通報、連絡する。 自衛消防隊に必要な事項を伝達する。 |
| 消火・避難誘導担当者 | 1階 _____ | <ol style="list-style-type: none"> 消火器、屋内消火栓等を活用し、消火活動を実施する。 避難上障害となる物品を除去する。 非常口の開放並びに開放の確認を行う。 防火シャッター等を人が通れる高さまで下ろし、煙の拡散を防ぐ。 非常警報器具等（拡声器等）を活用し利用客を避難口に誘導する。 最終避難する際に、全ての防火戸及び防火シャッター等を完全に閉鎖し、火災の拡大を防止する。 排煙設備を操作し作動させる。 最終避難する際に、逃げ遅れを確認し自衛消防隊長に報告する。 |
| | 2階 _____ | |
| | 3階 _____ | |
| | 4階 _____ | |

イ 自衛消防隊の指揮命令系統は下図による。



- * 1 この組織編成表は、現場事務所、工事人休憩室の見やすいところに掲示しておきます。
- * 2 各係及び係員の指定は、工事現場の様態、工事人の数に応じて、具体的に任務分担し、自衛消防活動については、工事人に配布する「防火管理マニュアル」により周知徹底します。（別紙 _____ のとおり。）

5 消防機関との連絡

(1) 届出事項

| 種 別 | 届 出 等 の 時 期 |
|----------------------|---|
| 工事中の消防計画 作成（変更）届出 | 工事中の消防計画を作成又は変更したとき |
| 訓練実施の通報 | 自衛消防訓練を実施するとき |
| 消防活動上支障 ある行為の届出 | 工事に伴って火災と紛らわしい煙又は火災を發する 恐れのある行為をするとき |

(2) 連絡事項

| | |
|----------------------|--|
| 工事中の消防計画 作成（変更）届出 | 工事施工上やむを得ず消防用設備等の機能を停止 等する場合、事前に消防本部と連絡を密にして、火 災予防上安全な処置を図ります。 |
|----------------------|--|

6 避難経路

- (1) 工事部分等における避難経路図を作成し、工事部分等の出入口、工事人休憩室、現場事務所、各階段の付近に掲示し、防管理者等に連絡します。
- (2) 避難経路には、資材等の物品が置かれないよう確保します。
- (3) その他
2方向避難を確保します。

7 防火区画

- (1) 防火区画については、別添図面
 - (2) 防火管理責任者は、防火区画に異状がないかどうかを自主検査チェック票に基づき確認し、破損等を發見した場合は、直ちに改修します。
 - (3) その他
使用部分と工事部分は、完全に区画を行います。
-
-

3 工事期間中の工事人への教育、訓練の実施及び工事中の消防計画の周知に関すること。

1 防災教育

(1) 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期、実施責任者、実施対象者、実施回数は下表のとおりとする。

| 対 象 者 | 実施時期 | 実施回数 | 実 施 責 任 者 | |
|---------|-------|-------|-----------|---------|
| | | | (統括)防火管理者 | 工事施工責任者 |
| 全員 | 工事開始前 | 1回以上 | ○ | |
| | 作業開始前 | 毎日 | | ○ |
| 防火担当責任者 | 工事開始前 | 1回以上 | ○ | |
| | 随時 | 必要の都度 | | ○ |

(2) 防火教育の内容

| 対 象 者 | 実 施 内 容 |
|---------|--------------------------------------|
| 全 員 | 1 工事中の消防計画について |
| | 2 遵守事項の徹底について |
| | (1) 火気管理、喫煙管理 |
| | (2) 避難施設等の維持管理 |
| 防火担当責任者 | (3) 危険物品等の管理 |
| | 3 災害発生時の対応要領について |
| | 1 工事中の消防計画について |
| | 2 各自の任務分担と責任範囲について |
| 防火担当責任者 | 3 日常の火災予防の徹底について |
| | 4 自主検査チェック表による自主検査の徹底について |
| | 5 災害発生時における工事部分と使用している部分の連絡体制の徹底について |
| | |

2 訓練

(1) 訓練種別及び実施種別等

| 訓練種別 | 実施時期 | 参加者 | 訓練内容 |
|------|-------|--------|-------------------------------------|
| 消火訓練 | 月及び 月 | 自衛消防隊員 | 消火器の取扱い 屋内消火栓による放水 消火器による薬剤放射 |
| 通報訓練 | 月及び 月 | 自衛消防隊員 | 119番通報・館内連絡要領 |
| 避難訓練 | 月及び 月 | 全員 | 工事部分の避難経路の確認 避難誘導要領 |
| 総合訓練 | 月 | 全員 | 工事部分と使用部分の連携活動 |

(2) その他

建物全体で実施する総合訓練には、必ず参加します。

3 工事中の消防計画の周知に関すること

(1) 防火管理者は、前記の防災教育及び訓練を通して、全従業員、工事人に対して工事中の消防計画を周知徹底します。

(2) 全工事人に「防火管理マニュアル」を配布し、消防計画に定める遵守事項について徹底します。

(3) その他

工事人が日時によって変わるので、その都度周知徹底を図ります。

| ① 消防用設備等 | | |
|---------------------------------|---|---------------|
| 種 類 ・ 区 域 | 支 障 を 生 じ る 期 間 | 代 替 措 置 の 概 要 |
| | 月 日 時 分 ～ 月 日 時 分 | |
| ② 管 理 の 方 法 等 | <ol style="list-style-type: none"> 1 防火管理責任者及び警備員等による巡回の回数を増やす等、監視体制を強化します。(毎日〇時間ごとに巡回を実施する。) 2 機能を停止する消防用設備等の種類、停止時間及び停止部分は、必要最小限度にします。 3 機能を停止する工事は、休業時間等以外の時間に行います。営業時間が昼夜にわたる場合は、昼間に工事を行います。 4 防火管理責任者は、防災センター等に工事内容（機能が停止する設備等）について、連絡を密にします。 5 工事終了後、防火管理責任者が点検を実施し、再度警備員等による点検を実施します。 6 機能を停止する場合は、消防機関と協議します。 | |

| 1 避難施設及び非常用進入口等 | | |
|---------------------------------|---|---------------|
| 種 類 ・ 区 域 | 支障を生じる期間 | 代 替 処 置 の 概 要 |
| | 月 日 時 ～月 日 時 | |
| 2 管 理 の 方 法 等 | 1 工事部分等及び使用している部分に、避難経路図を掲示します。 2 避難誘導担当者及び工事人に対して、避難経路について周知徹底します。 3 できるかぎり2方向避難を確保します。 4 防火管理責任者は、避難階段、通路等及び非常用進入口付近に障害となる資材等が置かれていないかを随時確認します。 5 作業時間帯の非常口は、瞬時に開放できるようにしておきます。 | |

| ① 火気設備器具の状況及び火災の発生の恐れのある機械器具等 | | | |
|---|---|------------------|------|
| 種類・数量 | 使用場所 | 使用期間・時間 | 設置方法 |
| | | 月 日 時 ～ 月 日 時 | |
| ② 管 理 の 方 法 等 | 1 使用する場合は、事前に防火管理者へ届出をし、承認を受けます。 2 器具等の使用前、使用後の点検を確実に実施します。 3 溶接、溶断作業等を行う場合は、火花が飛散する範囲内の可燃物を除去又は不燃性シート等による遮へいをしてから行います。 4 溶接、溶断作業等を行う場合は、近くに消火器等を配置します。 5 溶接、溶断作業等を行う場合は、監視人を配置します。 6 危険物及び可燃物の周囲では、火気を使用しません。 | | |

| ① 危険物品等 | | | |
|---------------------------------|---|------------------|------|
| 種類・数量 | 使用場所 | 使用期間・時間 | 設置方法 |
| | | 月 日 時 ~ 月 日 時 | |
| ② 管 理 の 方 法 等 | 1 危険物品等は、工事現場内には常時保管しない。保管する場合は、施錠するなど管理を徹底します。 2 塗料等の危険物を使用する時は、付近に火気及び火花を発生するもの等が無いことを確認してから使用します。 3 一時保管場所には、取扱上の注意事項等及び取扱責任者を明示します。 4 一時保管場所には、消火器を設置します。 5 常に整理整頓します。 6 危険物使用中は、火気に使用及び喫煙は禁止します。 7 危険物使用中は、換気を行いながら作業を行います。 8 危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、事前に防火管理者及び工事施工責任者へ届出をし、承認を受けます。 | | |

日 常 の 火 災 予 防 組 織

| | 防火担当責任者 | 業 務 | 火 元 責 任 者 | 業 務 |
|--|----------------|--|----------------|---|
| 防 火 管 理 者 又 は 防 火 管 理 責 任 者 | 工事A地区 _____ | 1 防火管理者の補佐 2 作業現場のパトロール、監視 3 作業終了後の安全確認 4 作業現場の立入確認 5 火元責任者の指揮監督 | 現場事務室 _____ | 1 火気管理 2 喫煙管理 3 避難施設の維持管理 4 作業現場の整理整頓 5 消火器・屋内消火栓の維持管理 6 地震時の初動措置 7 その他 |
| | 工事B地区 _____ | | 作業A地区 _____ | |
| | | | 作業B地区 _____ | |

日 常 の 自 主 検 査 チ ェ ッ ク 票

| 日 | 曜日 | 検 査 項 目 | | | | | | | | | | | 備 考 |
|--|----|-----------|----------|----------|-------------|---------------|-----------------|-------|-----------------|-----------------------|-------------------|-----------------|-----------|
| | | 終業時の火気の確認 | 終業時の施錠管理 | 終業時の吸殻処理 | 消 防 用 設 備 等 | | | | 防 火 戸 の 閉 鎖 障 害 | 防 火 シ ャ ッ タ ー 閉 鎖 障 害 | 避 難 経 路 の 確 保 状 況 | 危 険 物 の 保 管 状 況 | |
| | | | | | 消 火 器 | 屋 内 消 火 栓 設 備 | 自 動 火 災 報 知 設 備 | そ の 他 | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 確認印 | 工 事 責 任 者 |
| (凡例) ○ ----- 良 × ----- 不良 △ ----- 即時改修 | | | | | | | | | | | | | |

工事中の防火管理マニュアル

1 火災原因と対策

溶接・溶断の火花 ----- 対 策

- ・周囲の可燃物の除去
- ・周囲を不燃性シート等で遮断
- ・消火器等の配置
- ・火花飛散周囲の点検励行

放火・放火の疑い ----- 対 策

- ・工所用資材等の整理整頓
- ・出入口の施錠管理
- ・建物内外の巡回の励行

たばこ ----- 対 策

- ・喫煙場所の指定
- ・吸殻の後始末の励行
- ・喫煙場所の点検の励行

2 工事中の防火管理業務等

(1) 工事施工責任者等の主な防火管理業務

- ◆火気を使用する時や喫煙時の注意事項を守らせましょう。
- ◆避難通路となるところに資材等を放置させないよう注意させましょう。
- ◆溶接等の作業場周辺の点検や作業中の監視をさせましょう。
- ◆塗料、シンナー等の危険物を用いて作業を行う場合は定められた保管場所、量、取扱方法を守らせましょう。
- ◆工事関係者と合同で自衛消防訓練を行いいざという時に備えましょう。

(2) 全工事人が守らなければならない事項

- ◆喫煙は、指定された場所で行いましょう。
- ◆溶接作業は、可燃物を除去し又は不燃性シート等による遮へいをしてから行いましょう。
- ◆危険物及び可燃物の周囲では、火気を使用しないようにしましょう。
- ◆火気を使用する場合は、消火器等の準備をしておきましょう。
- ◆火気を使用した後は、必ず周囲を点検しましょう。
- ◆避難通路、階段及び防火戸等の周囲には、障害となる物件等を置かないようにしましょう。
- ◆消火器は、全員が使用できるようにしましょう。